

厚岸町規則第33号

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若林 靖

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等を定める規則の一部を改正する規則

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等を定める規則（平成29年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第58条」を「第58条・第59条」に改める。

第1条中「第3条第1号ア及びイ」を「第3条第1号ア及びイ(ア)」に改める。

第2条第2号中「第3条第1号イ」を「第3条第1号イ(ア)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 介護予防訪問相当サービス事業者及び介護予防通所相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 介護予防訪問相当サービス事業者及び介護予防通所相当サービス事業者は、介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第23条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げる、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第25条に次の1項を加える。

- 4 介護予防訪問相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 介護予防訪問相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護予防訪問相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条に次の1項を加える。

- 3 介護予防訪問相当サービス事業者は、当該介護予防訪問相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該介護予防訪問相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テ

レビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護予防訪問相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護予防訪問相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第26条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第26条の2 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)及びケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第27条に次の1項を加える。

- 2 介護予防訪問相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護予防訪問相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第32条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 介護予防訪問相当サービス事業者は、介護予防訪問相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 介護予防訪問相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護予防訪問相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護予防訪問相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護予防訪問相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第48条第3項中「ならない」の次に「。その際、当該介護予防通所相当サービス事業者は、全ての介護予防通所相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 介護予防通所相当サービス事業者は、適切な介護予防通所相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第50条に次の1項を加える。

3 介護予防通所相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、

地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第51条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該介護予防通所相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護予防通所相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護予防通所相当サービス事業所において、介護予防通所相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第51条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第51条の2 介護予防通所相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護予防通所相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 介護予防通所相当サービス事業者は、介護予防通所相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第57条中「及び第27条から第34条まで」を「、第27条から第31条まで、第33条及び第34条」に改める。

第58条を第59条とし、第57条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第58条 訪問介護相当サービス事業者及訪問介護相当サービスの提供に当たる者、通所介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービスの提供に当たる者は、促成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電子的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 訪問介護相当サービス事業者及訪問介護相当サービスの提供に当たる者、通所介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結、その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31までの間、第25条の2（第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、第26条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
(虐待の防止に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、第33条の2(第57条において準用する場合を含む。)規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、第48条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。